

平成 29 年 3 月 1 日

団体の長 各位

厚生労働省

東京労働局 雇用環境・均等部 指導課

ゴールデンウィークにおける年次有給休暇の取得促進
に係る周知・広報について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

東京労働局の行政運営につきましては、平素より格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、適切な労働時間で働き、ほどよく休暇を取得することは、仕事に対する社員のモチベーションを高めるとともに、業務効率の向上にプラスの効果が期待されます。

また、社員の能力がより発揮されやすい環境を整備することは、企業全体としての生産性を向上させ、収益の拡大ひいては企業の成長・発展につなげることができます。

年次有給休暇の取得促進については、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）において「企業における労使一体での年次有給休暇の取得向上」が掲げられ、また、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年 3 月 30 日閣議決定）においても、「観光先進国」に向けて、働き方・休み方改革を推進し、年次有給休暇の取得促進を一層促進する取組が求められているところであります。

このため、年次有給休暇を取得しやすいゴールデンウィークや夏季休暇などにおける連続休暇の取得に向けた社会的気運の醸成を図り、年次有給休暇を取得しやすい環境整備を促進するため、集中的な周知・広報活動をしております。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解の上、同封のポスター・リーフレットの掲示、会報やホームページへの掲載など、会員に対しますワーク・ライフ・バランスの実現に向けた周知・啓発にご協力くださいますようよろしくお願い申し上げます。

また、東京労働局では「働き方・休み方改善コンサルタント」を配置し、電話や個別訪問などによりワーク・ライフ・バランスの実現に向けた相談・アドバイスを行っておりますので、お気軽にお問合せください。

* リーフレット「プラスワン休暇で元気をプラス」は、厚生労働省ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/seisaku-0000150609-01.html>
からダウンロードできます。『厚生労働省 プラスワン休暇』などで検索ください。

【担当】

東京労働局 雇用環境・均等部 指導課

働き方改革班 江添・津田

電話 03-6867-0211

FAX 03-3512-1557